

社会福祉法人東洋会役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東洋会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員 報酬
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

2 非常勤役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

(職員を兼務する理事の報酬等及び職員給与の取扱い)

第5条 前第2条の規定にかかわらず、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日（この日が金融機関の休業日に当たるときはその前の営業日）に支給する。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 法令で控除が定められているものについては、報酬から控除することができる。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の出勤すべき日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規程にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月での報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、四捨五入にて端数処理を行う。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規定の施行に伴い、平成14年4月1日に制定した社会福祉法人東洋会役員等の報酬に関する規程は廃止する。

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000,000 円

別表2（非常勤役員の報酬）

(1) 理事

区 分	報酬の額
理事会への出席他法人業務のための出勤	日額 10,000 円

(2) 監事

区 分	報酬の額
理事会への出席他法人業務のための出勤	日額 10,000 円

別表3（評議員への報酬）

区 分	報酬の額
評議員会への出席他法人業務のための出勤	日額 5,000 円